

大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会運営要領

第1 趣 旨

この要領は、大阪府環境審議会条例(平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。)第6条第2項の規定により大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)に設置するリサイクル製品認定部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について定める。

第2 組 織

- (1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

① 条例第2条第1項第1号に規定する委員	3人以内
② 条例第3条第2項に規定する専門委員	若干人
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第6条第4項の規定により会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理する。

第3 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、これに属する委員、専門委員の三分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 部会は、大阪府循環型社会形成推進条例(平成15年大阪府条例第6号)第12条に規定する再生品の認定に関し、次に掲げる事項について審議する。

① 再生品の認定その他再生品の認定に関し必要な事項に関すること
② 再生品の認定のあり方に関すること
- (5) 前号①に規定する事項に係る部会の決議は、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。
- (6) 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

第4 補 足

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成24年11月19日から施行する。

この要領は、平成26年9月12日から施行する

参考資料4

大阪府環境審議会条例（抜粋）

（平成6年大阪府条例第7号）

（設置）

第一条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条第一項及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関として、大阪府環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（部会）

第六条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、当該各号に定める部会を置く。

一～三（略）

- 2 審議会は、前項各号に定める部会のほか、必要に応じて部会を置くことができる。
- 3 部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 6 前三項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。
- 7 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、第一項各号に定める部会その他必要と認める部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

参考資料5

大阪府循環型社会形成推進条例（抜粋）

（平成15年大阪府条例第6号）

（目的）

第1条 この条例は、大阪府環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号）の理念にのっとり、循環型社会の形成に関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、及び廃棄物の適正な処理のために必要な規制等を行い、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 循環型社会 循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号。以下「循環基本法」という。）第二条第一項に規定する循環型社会をいう。
- 二 廃棄物等 循環基本法第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。
- 三 循環資源 循環基本法第二条第三項に規定する循環資源をいう。
- 四 循環的な利用 循環基本法第二条第四項に規定する循環的な利用をいう。
- 五 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。
- 六 産業廃棄物 廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 七 再生品 循環資源の全部又は一部を原材料として利用して製造された製品をいう。

（再生品の認定及び普及）

第12条 知事は、循環資源の循環的な利用を促進し、及び循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成するため、再生品のうち、別に定めるところにより循環資源の循環的な利用の促進に特に資するものを、事業者の申請に基づき認定し、及びその普及に努めるものとする。

（再生品の調達等）

第13条 府は、前条の規定により認定された再生品（以下「認定リサイクル製品」という。）その他の再生品に対する需要の増進に資するため、自ら率先して認定リサイクル製品その他の再生品を使用するとともに、事業者及び府民による認定リサイクル製品その他の再生品の使用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

- 2 知事は、毎年度、府において認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進を図るための方針を定めなければならない。
- 3 知事は、前項に規定する方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 知事は、毎会計年度の終了後、遅滞なく、認定リサイクル製品その他の再生品の調達の実績の概要を取りまとめ、及びこれを公表するものとする。

(手数料)

第51条 第12条の循環資源の循環的な利用の促進に特に資する再生品の認定の申請をしようとする者は、1万8千円の手数料を納付しなければならない。

大阪府リサイクル製品認定要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年3月25日大阪府条例第6号。以下「条例」という。）第12条に規定する再生品の認定について必要な事項を定めるものとする。

(認定申請の募集)

第2条 大阪府は、条例第12条の規定により認定された再生品（以下「認定リサイクル製品」という。）の認定を行うため、年1回、認定申請の募集を行うものとする。

(認定申請)

第3条 認定リサイクル製品の認定を受けようとする者は、認定申請の募集期間内に、次の各号に掲げる事項を記載した様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 別表第1に掲げる分類番号及び品目名
- 三 製品名
- 四 製品の主な仕様
- 五 製造加工場所の名称及び所在地
- 六 大阪府内の主な販売拠点の名称及び所在地
- 七 販売の方法等
- 八 製品の原材料の状況
- 九 品質保証に関する規格等への適合状況
- 十 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許認可等
- 十一 製品の品質・安全性への配慮
- 十二 環境法令等の遵守状況
- 十三 製品の使用済品の回収状況及びリサイクルの状況
- 十四 年間生産量及び年間販売量又はこれらの申請時における予定数量
- 十五 販売価格又は標準小売価格
- 十六 販売開始日又は販売開始予定日
- 十七 その他参考事項

- 2 前項の申請には、当該製品のサンプル及び写真並びに次の各号に掲げる書類又は図面を添付するものとする。
- 一 当該製品のサンプル及び写真
 - 二 申請者の事業概要を示す書類
 - 三 当該製品の製造加工場所の付近見取図
 - 四 当該製品の製造加工工程図
 - 五 当該製品の説明書等
 - 六 第5条第1項に規定する認定の基準に適合していることを証する書類
 - 七 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況を示す書類
 - 八 再申請の場合にあっては、前回の大阪府認定リサイクル製品認定証（以下「認定証」という。）の写し
 - 九 その他審査に必要な書類又は図面
- 3 第1項の申請をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。
- 一 当該製品を自ら製造又は販売する者
 - 二 当該製品の製造又は販売の拠点を大阪府内に有する者
- 4 知事は、第1項の申請が、第4条及び第5条第1項の規定に適合すると認めるとときは、当該製品を認定リサイクル製品として認定し、様式第2号による認定証を交付するものとする。

(認定対象製品)

- 第4条 認定の対象となる製品は、別表第1に定める品目のうち、現在府内で販売され又は認定を受けた日から6か月以内に府内で販売されることが確実で、次の各号のいずれにも該当する製品とする。
- 一 府内で発生する循環資源を使用し、日本国内で製造された製品であること。
 - 二 生活環境汚染防止に関する措置が講じられている事業場において、適法に製造された製品であること。

(認定の基準及び区分)

- 第5条 認定の基準は、別表第2のとおりとする。
- 2 前項に規定する認定の基準に適合する製品を、第1区分とする。
- 3 第1項に規定する認定の基準に適合する製品であって、当該製品の使用済

品を製造者が自ら回収し、使用済品が素材としてリサイクルされる製品を、第2区分とする。

(変更等の届出)

- 第6条 認定リサイクル製品の認定を受けた者は、第3条第1項第一号及び第三号の事項に変更があったとき又は認定を受けた製品の一部を廃止するときは、変更又は廃止のあった日から30日以内に様式第3号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第3条第1項第一号の事項の変更に伴い第9条第1項第二号の規定により認定の効力を失効する場合を除く。
- 2 認定リサイクル製品の認定を受けた者は、第3条第1項第四号から第十二号に掲げる事項に変更があったときは、変更のあった日から30日以内に様式第3号により、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第3条第1項第五号に掲げる事項に変更があったときは第3条第2項第三号に掲げる図面を、第3条第1項第八号から第十二号に掲げる事項に変更があったときは、第3条第2項第六号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第3条第1項第五号及び第六号並びに第八号から第十二号に掲げる事項の変更に伴い第9条第1項第二号の規定により認定の効力を失効する場合を除く。
- 3 認定リサイクル製品の認定を受けた者は、第3条第1項第十三号に掲げる事項に変更があったときは、変更のあった日から30日以内に様式第3号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第3条第2項第七号に掲げる書類を添付するものとする。
- 4 認定リサイクル製品の認定を受けた者の地位を承継した者は、地位を承継した日から30日以内に様式第3号により、地位を承継したことを証する書類及び認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- 5 認定リサイクル製品の認定を受けた者は、認定を受けた製品の全部を廃止したときは、廃止した日から30日以内に様式第4号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 知事は、第1項、第3項及び第4項の届出があったときは、認定証を書換えのうえ、再交付するものとする。

(認定製品に係る表示)

第7条 第5条第2項に基づき第1区分に認定された製品については、次に掲げる表示を行うことができる。

一 「大阪府認定リサイクル製品」及び「なにわエコ良品」の文字の表示

二 知事が別に定める認定マークの表示

2 第5条第3項に基づき第2区分に認定された製品については、次に掲げる表示を行うことができる。

一 「大阪府認定リサイクル製品」及び「なにわエコ良品ネクスト」の文字の表示

二 知事が別に定める認定マークの表示

(誤認表示の禁止)

第8条 認定リサイクル製品以外の製品については、前条各項に定める表示又はこれと誤認されるおそれのある表示を行ってはならない。

(認定の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当したときは、認定の効力は失効するものとする。

一 認定を受けた日から3年を経過したとき。

二 第3条第3項、第4条及び第5条第1項の規定に適合しなくなったとき。

三 既に認定を受けた製品が新たに第3条第4項に基づく認定証の交付を受けたとき。

2 認定リサイクル製品の認定を受けた者は、前項第二号の規定により認定の効力を失効したときは、失効した日から30日以内に様式第4号により、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができるものとする。

一 第6条第1項から第5項又は前項の規定による届出をしなかったとき。

二 認定リサイクル製品の信用を著しく失墜させるおそれがあるとき。

4 認定の効力が失効した製品については、第7条各項に規定する表示を行ってはならない。

(認定リサイクル製品の認定を受けた者の責務)

第10条 認定リサイクル製品の認定を受けた者は、当該製品の生産、流通、販売、使用等において問題が生じたときは、自らの責任においてその処理を行わなければならない。

2 認定リサイクル製品の認定を受けた者は、当該製品について、必要に応じて認定基準への適合状況を確認するための試験、検査を実施し、その結果を3年間保存しなければならない。

3 認定リサイクル製品の認定を受けた者は、毎年6月30日までに、様式第5号により、製品の前年度の販売実績等を知事に報告しなければならない。

(環境審議会への諮問)

第11条 知事は、第3条第4項に規定する認定をしようとするときは、あらかじめ大阪府環境審議会の意見を聴かなければならない。

(所掌)

第12条 この要領に関する事務は、環境農林水産部循環型社会推進室において所掌する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年8月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年11月2日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成28年4月1日から施行する。
 - 一 改正前要領の別表1分類番号3の削除に関する規定
 - 二 改正前要領の別表2「品目ごとに定める基準」「その他について」分類番号3の削除に関する規定
 - 三 改正後要領の別表第2備考3に関する規定

(経過措置)

- 2 平成28年3月31日に現に別表1分類番号3にて認定されている製品については、平成28年4月1日から平成31年2月28日までは、次の各号に掲げる規定を適用しない。
 - 一 改正前要領の別表1分類番号3の削除に関する規定
 - 二 改正前要領の別表2「品目ごとに定める基準」「その他について」分類番号3の削除に関する規定
 - 三 改正後要領の別表第2備考3に関する規定
- 3 改正前要領の別表1分類番号3にて認定する製品は、改正後要領の第5条第2項に規定する第1区分に区分する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年3月31日に現に認定されている製品については、平成28年4月1日から平成31年3月31日までは、第2条の規定にかかわらず、年2回、認定申請の募集を行うものとする。
- 3 前項の規定により実施された募集にて、第3条第1項に基づき認定申請され、第3条第4項に基づき認定を受けた製品であって、認定を受けた日が平成28年10月1日、平成29年10月1日及び平成30年10月1日である製品については、第9条第1項第1号の規定にかかわらず、認定を受けた日から3年5月を経過したとき認定の効力は失効するものとする。
- 4 前項の規定により認定を受けた製品については、第10条第2項に基づき実施する試験及び検査の結果を3年5月間保存しなければならない。

別表第1 認定対象品目（第4条関係）

分類番号	品 目		製 品 例	
1	使用済みタイヤ・チューブの再生品		歩道舗装材、ゴムシート等	
2	高炉スラグ微粉末、 高炉セメント	セメント		高炉スラグ微粉末、高炉セメント等
3	(削除)	(削除)		(削除)
4	石炭灰（フライアッシュ）を利用した建材		人工軽量骨材、フロアボード、建築内外装材等	
5	再生PET樹脂を利用 した衣服	繊維製品	衣服	制服・作業服、帽子・手袋等
6	工業用繊維製品	工業用繊維製品		ベルト、重布類、袋、包装布、ファスナ、油吸着剤、畳資材、ホース類、たばこフィルタ、合皮基布、電気資材、自動車内張、土木用繊維資材等
7	情報用紙	紙類		PPC用紙、フォーム用紙、カラープリンタ用紙、OCR用紙、ジアゾ感光紙、白表紙、端末用用紙、コンピューター連続用紙、再生色上質紙（PPCカラー用紙）等
8	印刷用紙	紙類		書籍、雑誌などの印刷用及びノートなどの筆記用として製造した紙等
9	衛生用紙		ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ちり紙	
10	タイルブロック		陶磁器質タイル、普通れんが、陶管、建築用セラミックマーソンリーユニット、プレキヤスト無筋コンクリート製品、建築用コンクリートブロック、ガラスブロック（中空）、インターロッキングブロック等	
11	木材等を使用した ボード	再生木質ボード	パーティクルボード、繊維板等	
12	紙製の事務用品	事務用品・雑貨		板紙、ノート、けい紙・起案用紙、ファイル・バインダー、綴込表紙、インデックス、付箋紙、ペーパーパッチ等
13	包装用の用紙	事務用品・封筒・雑貨		封筒、包装袋、包装紙等
14	紙製の包装用材	事務用品・雑貨		包装用緩衝材、粘着テープ、ガムテープ、包装用ペーパーバンド・紙ひも、紙トレー等
15	廃木材・間伐材・小径材などを使用した 木製品		屋外用品（土木建築用品、緑化・園芸資材、エクステリア）、屋内用品（内装材）、梱包用材、木炭（調湿材、水質浄化材などを含む）、土壤改良資材、活性炭等	
16	再生材料を使用 したプラスチック 製品	事務用品・雑貨	機能性事務所用品（カセットテープカートリッジ、空気清浄器フィルター、金属を含むシャープペン、粘着テープ）、文房具（ボールペン、ファイル、ペントレー、写真用ホルダー）	
		屋外家具・園芸用品	ベンチ、テーブル、植木鉢、柵等	
		家庭用品・建築構造用品等	ボード、アンカーピン等	
		繊維製品	タイルカーペット	
		フィルム製品	包装用品、多層フィルム使用のファイル等。ただし、過剰な包装材、黒色の袋類は除く	
	廃棄時に産業廃棄物と なる商品		合成建材、プリント基板、産業用容器、部品等搬送容器および緩衝材、安全標識板・杭、擬木等	

分類番号	品目	製品例	
17 再生材料を使用した土木・建築用製品	舗装材	再生加熱アスファルト混合物、再生路盤材等	
	ボード	木質系セメント板、パルプセメント板、スレート・木毛セメント積層板、繊維強化セメント板、ロックウールシージング板、せっこうボード製品等	
	左官材料・塗装材	せっこうプラスター、建築用仕上塗材、仕上塗材用下地調整塗材、一般用さび止めペイント等	
	ルーフィング材	屋根用塗膜防水材、住宅用プラスチック系防湿フィルム、アスファルトルーフィングフェルト、ストレッチアスファルトルーフィングフェルト、改質アスファルトルーフィングシート、合成高分子系ルーフィングシート等	
	断熱材・吸音材料	吸音材料、人造鉱物繊維保溫材、無機多孔質保溫材、発泡プラスチック保溫材、住宅用人造鉱物繊維断熱材、吹き込み用繊維質断熱材、吹きつけ硬質ウレタンフォーム断熱材等	
	セメント	高炉セメント、フライアッシュセメント、ポルトランドセメント等	
	骨材	コンクリート・モルタル用再生骨材	
18 ガラス製品	土木資材	中空ガラスブロック、路面表示塗装用ガラスビーズ、ステンドグラス、園芸資材、エクステリアなどのガラス製土木資材等	
	板ガラス	フロート板ガラス及び磨き板ガラス、型板ガラス、網入り板ガラス及び線入り板ガラス、合わせガラス、強化ガラス、熱線吸収板ガラス、熱線反射ガラス、複層ガラス、鏡材等	
	その他	ガラス 長繊維	ガラス糸、ガラスロービング、ガラスチョップストランドマット、ガラスクロス、処理ガラスクロス、ガラスロービングクロス、チョップストランド、処理ガラステープ等
19 その他	機器類	いす、机、棚、収納用什器(棚以外)、ホワイトボード等	
	その他紙類	文書保存箱等	
	事務用品・雑貨	鉛筆等	

(備考) 上記対象品目以外の製品であっても、現行のエコマーク商品認定基準のある製品は対象とする。

別表第2 認定の基準（第5条第1項関係）

項目	認定の基準
環境等への配慮	<p>次の基準を満たす環境等に配慮したものであること。</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）の定める特別管理（一般・産業）廃棄物を利用していないこと。</p> <p>イ 製品について、土壤汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号）別表第三に掲げる土壤溶出量基準及び別表第四に掲げる土壤含有量基準に適合していること。</p> <p>ウ 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、環境関連法令及び公害防止協定等を遵守していること。</p> <p>エ 使用にあたって、生活環境の保全上支障を生じる恐れがないこと。</p> <p>オ 品目ごとに付表(1)に定める基準に適合していること。</p>
規格等	<p>次のいずれかの基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本工業規格 ・日本農林規格 ・大阪府土木工事共通仕様書 ・エコマーク商品認定基準 ・その他認定製品の品質を確認する規格等として適當と認められたもの。
その他	品目ごとに付表(2)に定める率の循環資源を使用していること。

- (備考) 1 循環資源を利用した原材料、製造技術、工事工程等は認定の対象外とする。
- 2 建設発生土等を利用した埋め戻し材については、認定対象外とする。
- 3 認定基準等への適合性の判定に用いる循環資源が、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材である再生舗装材（再生加熱アスファルト混合物、再生路盤材等）については、認定対象外とする。

付表(1) 環境等への配慮について

分類番号	品目	基準
17	再生材料を使用した土木・建築用製品	廃石膏を用いた土壤固化材（地盤改良材、吸水材等を含む。）その他これに類するものについては、汚泥等を最終処分場（地中にある空間を利用する処分の方法により行っているものを除く。）まで運搬するための固化材など一般環境中に拡散しないように用途を限定して販売するものに限る。

付表(2) その他について

分類番号	品目			製品例	循環資源の配合率		
1	使用済みタイヤ・チューブの再生品			歩道舗装材、ゴムシート	100%		
2	高炉スラグ微粉末、高炉セメント			高炉セメント 高炉スラグ微粉末	50%以上 100%		
3	(削除)			(削除)	(削除)		
4	石灰灰（フライアッシュ）を利用した建材			人工軽量骨材、フロアボード、建築内外装材	60%以上		
5	再生 PET 樹脂を利用した衣服	繊維製品	衣服	制服・作業服 帽子・手袋 その他の衣服	再生 PET 樹脂から得られるポリエチレンを製品全体の重量比で 50%以上使用していること		
6	工業用繊維製品			工業用繊維製品	付表(3)		
7	情報用紙			PPC 用紙 フォーム用紙 カラープリンタ用紙 OCR 用紙 ジアゾ感光紙 白表紙 端末用用紙 コンピューター連続用紙 再生色上質紙 (PPC カラー用紙)	100% 70%以上 70%以上 50%以上 70%以上 100% 70%以上 70%以上 100%		
8	印刷用紙	紙 類		書籍、雑誌などの印刷用及びノートなどの筆記用として製造した紙等	70%以上		
9	衛生用紙			ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ちり紙	100%		
10	タイルブロック			陶磁器質タイル れんがおよびブロック その他のタイルまたはブロック	付表(4)		
11	木材等を利用したボード	再生木質ボード		パーティクルボード 繊維板	100% 100%		
12	紙製の事務用品	事務用品・雑貨		ノート、けい紙・起案用紙、ファイル・バインダー、綴込表紙、インデックス、付箋紙、ペーパーパッチ	付表(5)		
13	包装用の用紙	事務用品・封筒・雑貨		封筒 包装袋 包装紙	100% 30%以上 30%以上		

分類番号	品目		製品例	循環資源の配合率
14	紙製の包装用材	事務用品 ・雑貨	包装用緩衝材	100%
			包装用ペーパーバンド・紙ひも	100%
			紙トレー	90%以上
			粘着テープ・ガムテープ	支持体の古紙配合率が40%以上であり、かつ、巻心の古紙配合率が90%以上であること。
15	廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品		屋外用品	100%
			屋内用品	100%
			梱包用材	100%
			木炭・活性炭	100%
			土壤改良資材	100%
16	再生材料を使用したプラスチック製品	事務用品 ・雑貨	機能性事務所用品等（カセットテープカートリッジ、空気清浄器フィルター、金属を含むシャープペン、粘着テープ）	再生プラスチックの使用割合が50%以上
			文房具（ボールペン、ファイル、ペントレー、写真用ホルダー）	再生プラスチックの使用割合が70%以上
		屋外家具 ・園芸用品		50%以上
		家庭用品・建築構造用品等		70%以上
		繊維製品	タイルカーペット	50%以上
		フィルム製品		40%以上
		廃棄時に産業廃棄物となる商品		50%以上
		舗装材	再生加熱アスファルト混合物、再生路盤材等	付表(6)に定めた材料を使用し、その再生材料の割合は製品重量全体で再生材料を50%以上使用していること。また、複数の原料区分にまたがって再生材料を使用する場合、再生材料の使用量が製品全体で20%以上のものについては、当該材料について、付表(6)に定められた配合量以上を使用したものであること。
		ボード		
		左官材料 ・塗装材		
		ルーフィング材		
		断熱材 ・吸音材料		
		セメント		
		骨材		
17	再生材料を使用した土木・建築用製品	土木資材		ガラス材料を製品全体の50%以上使用していること。ガラスカレット利用率が100%であること。
		板ガラス		10%以上
		その他 ガラス長纖維		10%以上
18	ガラス製品	機器類		付表(7)
		その他紙製品	文書保存箱	80%以上
		事務用品 ・雑貨	鉛筆	間伐材などの木材が使用されていること
19	その他			

(備考)上記以外の対象品目については、現行のエコマーク商品認定基準に定める配合率とする。

ただし、大阪府グリーン調達方針に定める配合率を満たしていること。

付表(3) 「工業用繊維製品」に係る循環資源の基準配合率

繊維の種類	基準配合率 (重量%)		
未利用繊維	70%以上		
リサイクル繊維	反毛繊維	70%以上	
	ポリマーリサイクル繊維	50%以上【樹脂量として再生P E T又は再生P Pなど が50%以上となること】	
	ケミカルリサイクル繊維	50%以上【モノマー量として再生モノマーが50%以上 となること】	
未利用布、 リサイクル布	100%		

付表(4) 「タイルブロック」に係る再生材料の前処理及び循環資源の基準配合率

再生材料の原料となる 廃棄物などの分類区分と名称		再生材料としての 認定に必要な前処理		基準配合率 (重量%)	
分類区分	再生材料の名称	常温成形品	焼成品 ・溶融品	常温 成形品	焼成品 ・溶融品
産業 廃棄 物類	鉱業・採石 廃棄物類	・採石および窯業廃土 ・珪砂水簸時の微小珪砂 (キラ)	前処理によらず対象	60%以上	50%以上 (注)
	金属工業 廃棄物類	・鉄鋼スラグ ・鉄物砂 ・陶磁器屑 ・銅スラグ ・フェロニッケルスラグ ・電気炉スラグ			
	その他の 産業型 廃棄物類	・石炭灰 ・廃プラスチック ・貝殻 ・がれき類(汚泥含まず) ・廃ゴム ・ガラスカレット			
焼却 灰・ 汚泥 類	焼却灰類	・都市ごみ焼却灰 ・産業廃棄物焼却灰	溶融スラグ化 前処理による 安全性を確 保できる前 処理	50%以上	40%以上
	産業発生 汚泥類	・製紙スラッジ ・アルミスラッジ ・メッキスラッジ ・研磨スラッジ ・建設汚泥		60%以上	50%以上
	生活・ 自然発生 汚泥類	下水道汚泥 上水道汚泥 湖沼などの底泥		50%以上	40%以上

(備考) 「中空ガラスブロック」については、原料とする再生材料をガラスカレットのみとし、基準配合率は100%(重量%)とする。

付表(5) 「紙製の事務用品」に係る循環資源の基準配合率

		基準値	備考
製品の古紙配合率		製品全体の重量比で 50%以上 ただし、ノート、けい紙・起案用紙などは 70%以上	
紙材料の使用率		製品全体の重量比で 70%以上	
紙	古紙配合率	50%以上 ただし、ノート、けい紙・起案用紙などは 70%以上	
板紙	古紙配合率	90%以上	
段ボール	古紙配合率	100%	とじこみ用品など のみ適用

付表(6) 「再生材料を使用した土木・建築用製品」に係る循環資源の基準配合率

再生材料名	基準配合率 (重量%)
プラスチック	50%以上
ゴム	100%
木材	100%
紙（インテリアを除く）	100%
紙（インテリア）	50%以上
稻わら	100%
陶磁器屑、焼却灰、汚泥類	100%
高炉スラグ	100%
鉄鋼スラグ	100%
石炭灰	100%
石膏（脱硫石膏も含む）	100%
グラスウール	100%
ロックウール	100%
ガラス	100%
アスファルト	100%
コンクリート塊（コンクリート構造物を解体したもの）	100%

- (備考) 1 金属材料、段ボール及び鉱業・採石廃土類（採石・窯業廃土、微少珪砂など）は再生材料として扱わない。
- 2 「コンクリート塊」については、製品の使用用途が骨材であるもの以外は、再生材料として扱わない。

付表(7) 「その他・機器類」に係る循環資源の基準配合率

下記の基準のいずれかの要件を満たすこと
〔基準1 共通事項〕 金属を除く主要材料が、下記のいずれかの要件を満たすこと。 A. プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 B. 木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。 C. 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。
〔基準2〕「エコマーク」の認定基準に規定する基準配合率に適合していること。
〔基準3〕「グリーンマーク」の表示対象に規定する古紙配合率等に適合していること。
〔基準4〕「ペットボトルリサイクル推奨マーク」の対象となる商品の基本的要件に適合していること。
〔基準5〕「間伐材マーク」の使用認定に係る基準等に適合していること。

様式第1号（第3条関係）

平成 年 月 日

大阪府認定リサイクル製品認定申請書

大阪府知事

様

申 請 者
 住 所
 氏 名 印
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 別表第1に掲げる分類番号 及び品目名	分類番号	品目名
2 製 品 名		
3 製品の主な 仕様	型 番	
	大きさ・重量等	
	用 途	
	特 徴	
4 製造加工場所	名 称	
	所 在 地	
5 大阪府内の 主な販売拠点	名 称	
	所 在 地	
6 販売方法等	販売場所及び 販 売 方 法	
	製品等に関する 問い合わせ先	

大阪府証紙添付

7 製品の原材料の状況	循環資源	名 称		
		発生場所		
		使用量(配合率)		
	循環資源以外	名 称		
		使用量(配合率)		
8 品質保証に関する規格等の適合状況				
9 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づく許認可等				
10 製造の品質・安全性への配慮	特別管理廃棄物の使用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	土壌汚染有害物質が含有される可能性の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	含有の可能性のある場合は、試験の方法等	
	品質管理の状況			
	強度・耐久性等	規格・基準	試験の方法等	
11 環境法令等の遵守状況				
12 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況	<input type="checkbox"/> 当該製品の使用済品を製造者が自ら回収し、回収した使用済品が素材としてリサイクルされる <input type="checkbox"/> 上記以外(使用済品は回収しない、できない等)			
13 年間生産量・販売(予定)量				
14 販売価格(標準小売価格)				
15 販売開始(予定)日				
16 その他の参考事項				
備考	<p>1 品質保証に関する規格等とは、日本工業規格(JIS規格)、日本農林規格(JAS規格)、大阪府土木工事共通仕様書、エコマーク商品認定基準、その他認定製品の品質を確認する規格等として適当と認められたものをいう。</p> <p>2 環境法令等とは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例等をいう。</p> <p>3 この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。</p>			

(日本工業規格A列4番)

添付書類等

- 1 当該製品のサンプル及び写真
- 2 申請者の事業概要を示す書類(会社案内、パンフレット等)
- 3 当該製品の製造加工場所の付近見取図
- 4 当該製品の製造加工工程図(製造フロー)
- 5 当該製品の説明書等
- 6 大阪府リサイクル製品認定要領第5条第1項の基準に適合していることを証する書類(JIS規格等への適合確認証明、原材料ごとの成分含有試験の結果書等)
- 7 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況を示す書類
- 8 再申請の場合は、前回の大阪府認定リサイクル製品認定証の写し
- 9 その他審査に必要な書類又は図面

様式第2号（第3条関係）

大阪府認定リサイクル製品 認定証

住所（所在地）

氏名 様

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

大阪府循環型社会形成推進条例第12条に基づき、下記のとおり
大阪府認定リサイクル製品として認定します。

平成 年 月 日

大阪府知事

印

品 目 名	
認 定 番 号 ・ 製 品 名	
認 定 の 区 分	
認 定 の 有 効 期 限	
認定証の書換えの履歴	

様式第3号（第6条関係）

大阪府認定リサイクル製品変更等届出書

平成 年 月 日

大阪府知事

様

届出者

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

第1項

第2項

第3項

第4項

大阪府リサイクル製品認定要領第6条 の規定により、次のとおり変更等を届け出ます。

認定番号、製品名				
認定年月日				
変更等の年月日				
変更等の項目 該当の有無	<input type="checkbox"/> 認定を受けた製品うちの一部廃止 <input type="checkbox"/> 再生品の認定を受けた者の地位を承継 <input type="checkbox"/> 氏名(名称)の変更 <input type="checkbox"/> 住所(所在地)の変更 <input type="checkbox"/> 代表者の変更 <input type="checkbox"/> 製品名の変更 <input type="checkbox"/> 製品の主な仕様(大きさ、重量等に限る。) <input type="checkbox"/> 製造加工場所の名称又は所在地の変更 <input type="checkbox"/> 大阪府内の主な販売拠点の名称又は所在地の変更 <input type="checkbox"/> 販売の方法等(製品等に関する問合せ先に限る。) <input type="checkbox"/> 製品の原材料の状況 <input type="checkbox"/> 品質保証に関する規格等の適合状況 <input type="checkbox"/> 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許認可等 <input type="checkbox"/> 製品の品質・安全性への配慮 <input type="checkbox"/> 環境法令等の遵守状況 <input type="checkbox"/> 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況			
		(変更前)	(変更後)	
		変更等の内容		
		備考		
		1 变更等の該当するものを塗りつぶし、当該項目の変更内容(変更前と変更後等)を記載すること。		
		2 この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。		

(日本工業規格A列4番)

添付書類等

当該製品に係る大阪府認定リサイクル製品認定証

様式第4号（第6条、第9条関係）

大阪府認定リサイクル製品廃止届出書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

届出者
住所
氏名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領 第6条第5項
第9条第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。

認定番号、製品名	
認定年月日	
廃止年月日	
廃止の理由	
備考	<p>この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。</p>

(日本工業規格A列4番)

添付書類等

当該製品に係る大阪府認定リサイクル製品認定証

様式第5号（第10条関係）

大阪府認定リサイクル製品実績等報告書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

報告者

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領第10条第3項の規定により、次のとおり報告します。

認定番号、製品名		
認定年月日		
実績集計期間		
生産量※備考2	(単位：)	
販売量	(単位：)	(単位：) うち、大阪府に所在する購入者 あてで販売した数量※備考4
販売額※備考3	(単位：千円)	(単位：千円) うち、大阪府に所在する購入者 あてで販売した額※備考4
備考	1 この報告書の提出部数は、正本一部とする。 2 報告者が販売者の場合は、生産量は把握している場合のみ記入する。 3 販売額は税抜額を記入する。 4 大阪府に所在する購入者あてで販売した数量及び販売した額は、把握している場合のみ記入する。	

(日本工業規格A列4番)

「大阪府リサイクル製品認定マーク」表示要領

(趣 旨)

第1 この要領は、大阪府リサイクル製品認定要領（以下「認定要領」という。）第7条第1項及び第2項の規定に基づき、大阪府認定リサイクル製品（以下「認定製品」という。）にかかる表示に関し必要な事項を定める。

(マークのデザイン等)

第2 認定要領第7条第1項の規定に基づく第1の表示デザインは図1及び図2－1のとおりとする。

第3 認定要領第7条第2項の規定に基づく第1の表示デザインは図1及び図2－2のとおりとする。

第4 第2または第3に規定する表示デザインを「大阪府リサイクル製品認定マーク」（以下「マーク」という。）と称する。

(マークの使用制限)

第5 マークは、大阪府のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。

- (1) 大阪府リサイクル製品認定要領に基づき認定を受けた者
- (2) その他知事が認めた者

(マークの使用)

第6 第5に掲げる者は、認定要領第8条及び第9条第4項の規定に十分留意の上、認定製品の本体、包装、認定製品を紹介する印刷物等にマークを表示することができる。

(苦情の処理)

第7 マークを使用した者は、その使用に関して消費者等から苦情があった場合には、責任をもってその処理にあたらなければならない。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、大阪府環境農林水産部循環型社会推進室が定める。

附 則

この要領は、平成16年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月2日から施行する。

図1



使用色

- ①文字色及び中央デザイン : C100M75 (マンセル 7.5 PB 3/12)
- ②矢印 : 同上 アミ 40%
- ③左上葉部 : C100Y60

単色で表示する場合は下記のとおりとする

上記①及び③ : 黒又は白

上記② : 黒アミ 40%又は白アミ 40%

図 2－1



使用色

- ①文字色（④、⑤を除く）及び中央デザイン：C100M75（マンセル 7.5 PB 3/12）
- ②矢印：同上 アミ 40%
- ③葉部：C100Y60
- ④「わ」：C60Y75
- ⑤「エコ」：C80

単色で表示する場合は下記のとおりとする

- 上記①及び③：黒又は白
- 上記②及び④：黒アミ 40%又は白アミ 40%
- 上記⑤：黒アミ 70%又は白アミ 70%

図 2-2



使用色

- ①文字色（④、⑤、⑥を除く）及び中央デザイン：C100M75（マンセル 7.5 PB 3/12）
- ②矢印：同上アミ 40%
- ③葉部：C100Y60
- ④「わ」：C60Y75
- ⑤「エコ」：C80
- ⑥「ネクスト」：M25Y100
- ⑦花部：輪郭・M50、内側・M50 アミ 40%

単色で表示する場合は下記のとおりとする

上記①、③：黒又は白

上記②、④及び⑦内側：黒アミ 40% 又は白アミ 40%

上記⑤及び⑦輪郭：黒アミ 70% 又は白アミ 70%

上記⑥：黒アミ 60% または白アミ 60%